

本館ほか冷暖房設備運転監視業務委託仕様書

1 適用

委託業務の実施は本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修令和5年版）に基づいて行う。

なお、記載のない事項で業務の性質上実施が必要な場合は、その都度委託者と受託者で協議する。

2 運転監視業務の対象範囲

庁舎に設置されている冷暖房及び換気設備

3 委託場所

- (1) 所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号
県庁本館、附属棟及び1号館
※県庁1号館2階は除くものとする。
- (2) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番10号
県庁3号館
- (3) 所在地 宮崎市旭1丁目3番6号
県庁6号館及び7号館
- (4) 所在地 宮崎市宮田町1番6号
県庁8号館
- (5) 所在地 宮崎市宮田町3番46号
県庁9号館
- (6) 所在地 宮崎市橘通東1丁目9番18号
防災庁舎及び県庁5号館

4 業務内容

<運転監視の期間及び運転時間>

(1) 運転期間

- ア 冷房試運転 令和6年 5月30日から令和6年 5月31日まで
- イ 冷房運転 令和6年 6月 3日から令和6年10月11日まで
- ウ 暖房試運転 令和6年11月21日から令和6年11月22日まで
- エ 暖房運転 令和6年11月25日から令和7年 3月 7日まで

・「宮崎県の休日を守る条例（平成元年宮崎県条例第22号）」第2条に規定する県の休日を除くものとする。

(2) 運転時間

- ア 平日 冷房運転 8時30分から17時15分まで
(令和6年6月3日～令和6年6月30日)
7時30分から18時15分まで
(令和6年7月1日～令和6年10月11日)
- 暖房運転 8時30分から17時15分まで
- イ 上記時間以外の冷暖房運転の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議する。

<シーズンインの点検> ※パッケージ形空気調和機は除くものとする。

(全庁舎共通)

各階の還気口及び吹出口(執務室、給湯室、トイレ等)の清掃及びダンパー点検
(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 空調機及びファンコイルのフィルター清掃(洗浄)
- (2) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (3) 冷温水管及び冷却水管のエア抜き及びストレーナー清掃点検
- (4) 冷却塔及び膨張タンクの清掃及び水入替え
- (5) 冷暖房設備の操作盤及び電動機の絶縁抵抗測定

(6号館のみ)

除湿器フィルター清掃(洗浄)

<運転保守管理業務>

(本館、1号館、3号館及び防災庁舎)

- (1) 日常の巡視点検
- (2) 運転監視
- (3) 温度測定(室内、外気)
- (4) 運転日誌の作成及び提出
- (5) 運転監視上の事故発生に対応する応急処置及び軽微な修理
- (6) 冷却塔の清掃、水入替え及び薬剤投与(月1回、冷房シーズン)
※投与回数変更の場合は別途協議
- (7) 冷却塔への補給水の検針記録(月1回、冷房シーズン)
- (8) 空調設備の運用上必要な調整清掃

(附属棟、5号館、6号館、7号館、8号館及び9号館)

- (1) 運転監視
- (2) 温度測定(室内、外気)
- (3) 運転日誌の作成及び提出

<シーズンオフの点検>

- (1) 冷暖房設備及び送風機の点検整備及び回転部注油
- (2) 来期に備え、部品交換及び分解点検の必要な箇所について報告する。

<配置技術者の資格>

- (1) 冷凍機運転 不要
- (2) ボイラー運転 不要
- (3) 危険物取扱 不要

<共通事項>

- (1) 点検に当たっては、事前に実施予定日を連絡すること。
- (2) 保全業務に要する以下の材料等は、無償で取り替えること。
 - ア ボルト、ナット、ヒューズ類
 - イ グリース及び潤滑油類
 - ウ ファンベルト及びパッキン類
- (3) 点検の結果、(2)以外の部品等の取り替えを要する場合は、直ちに報告すること。